【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成25年８月９日
【会社名】	株式会社キタムラ
【英訳名】	KITAMURA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　浜田 宏幸
【本店の所在の場所】	高知県高知市本町４丁目１番16号
【電話番号】	088（822）1646（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部財務担当　志村 健二
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市本町４丁目１番16号
【電話番号】	088（822）1646（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部財務担当　志村 健二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 717,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）１　平成25年８月９日開催の取締役会決議によります。
２　本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第１項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
３　振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町２丁目１番１号

２【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	1,000,000株	717,000,000	―
一般募集	―	―	―
計（総発行株式）	1,000,000株	717,000,000	―

（注）１　第三者割当の方法によります。
２　発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
717	―	100株	平成25年８月26日（月）	―	平成25年８月27日（火）

（注）１　第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２　上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
３　申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
４　発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キタムラ 高知本店	高知県高知市本町４丁目１番16号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社四国銀行 本店営業部	高知県高知市南はりまや町１丁目１番１号

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
717,000,000	5,000,000	712,000,000

（注）１ 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

２ 発行諸費用に含まれる主なものは、弁護士費用、フィナンシャルアドバイザリー費用等であり、消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

上記の差引手取金額である712百万円の資金使途としては、割当予定先が所有するしまうまプリントシステム株式会社の普通株式6,500株を取得するための資金（取得総額675百万円）に充当し、残りの金額は当社の当期の運転資金に充当する予定であります。

しまうまプリントシステム株式会社の株式の取得価額については、第三者算定機関である株式会社大和総研が行いましたディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法によるしまうまプリントシステム株式会社の株式価値の算定結果に加え、しまうまプリントシステム株式会社に対する第三者機関によるデュー・ディリジェンス、割当予定先との協議・交渉結果等を総合的に勘案し決定しております。

なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
	本店の所在地	大阪府大阪市北区梅田２丁目５番25号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長兼ＣＥＯ　増田 宗昭
	資本金	100百万円
	事業の内容	ＴＳＵＴＡＹＡ、TSUTAYA DISCAS、Ｔカード等のプラットフォームを通じてお客様にライフスタイルを提案する企画会社
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	割当予定先の執行役員（エンタテイメント事業本部ＦＣ本部本部長）である能登康之氏が、平成23年６月、当社の取締役に就任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社のレンタル事業において、割当予定先のフランチャイジーとして当社連結子会社の株式会社ビコムキタムラがＤＶＤやＣＤのレンタルを中心に「ＴＳＵＴＡＹＡ」事業を行っております。また、店舗販売事業及びレンタル事業において、当社及び株式会社ビコムキタムラがＴポイントの加盟店として取引しております。

（注）　上記は平成25年８月９日現在です。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、当社グループの「店舗販売事業」及び「レンタル事業」における取引先であります。また、同社の執行役員が当社の取締役に就任していることなどから、当社グループの基本理念及び事業内容について深くご理解を頂いていると当社は認識しております。また、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との協力関係を、資本業務提携によりいっそう強化発展させることが、当社にとって中長期的な経営目的の更なる推進に寄与し、今後の成長に資するものと考えております。このような観点から、本件自己株式処分による第三者割当の趣旨についてカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社からご賛同の意思を確認することができましたことから、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を割当予定先として選定することといたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株数
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	当社普通株式	1,000,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先に、本自己株式の処分により取得した株式を中長期的に保有する意向である旨を確認しております。また、割当予定先に対して、自己株式処分の期日（平成25年８月27日）から２年間において、割当先が取得した当社株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、及び当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定であります。

ｆ 払込みに要する資金等の状況

払込予定先のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社については直近の決算書及びヒアリング等により、現預金の残高、純資産、総資産等を確認した結果、本自己株式処分の払込みに要する資金の確保はあるものと判断しております。

ｇ 割当予定先の実態

当社は、内部統制上、新規に取引を開始する相手について、取引基本契約等において反社会的勢力の排除に関する取り決めを行っており、また既に取引関係を有する相手先についても、関係者へのヒアリングや情報収集等に努め、契約の更新等に際しては、注文書等において反社会的勢力その他特定団体等と関係を有しない旨の言明を求めております。今回、割当予定先については、当社と長年にわたり取引関係を有し、経営陣の資質、同社の社風などについては、そうした取引関係を通じ承知いたしております。

加えて、当社は割当予定先について以下の確認を行い、割当予定先及びその役員、従業員が、反社会的勢力及びその他特定団体等とも一切関係を有しないものと判断いたしております。

割当予定先のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社については、反社会的勢力その他特定団体と関係を有しない旨の誓約書を受領するとともに、弁護士事務所の調査レポートの内容により確認しました。

なお、当社は、株式会社東京証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を提出しております。

２【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

３【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年８月８日における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値717円といたしました。

当該処分価額は、本株式発行に係る取締役会決議日の前営業日までの直前１か月間（平成25年７月９日から平成25年８月８日）の各取引日の終値単純平均730円に対するディスカウント率は1.78%、直前３か月間（平成25年５月９日から平成25年８月８日）の各取引日の終値単純平均716円に対するプレミアム率は0.14%、直前６か月間（平成25年２月12日から平成25年８月８日）の各取引日の終値単純平均720円に対するディスカウント率は0.42%となっております。また、当該処分価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであることから、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、当社では、当社の監査役５名（うち社外監査役３名）全員より、当該処分価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであり、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、処分予定先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分する自己株式1,000,000株に係る議決権の数は10,000個であり、平成25年３月31日現在の当社の総株主の議決権の数168,873個に対する希薄化率は5.92%であります。希薄化率5.92%の希薄化が生じることとなりますが、前述したとおり、調達した資金によるしまうまプリントシステム株式会社の普通株式の取得は、当社の企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与すると考えられるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

４【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
株式会社キタマサ	神奈川県川崎市麻生区上麻生2-35-5	2,207,811	13.07%	2,207,811	12.34%
富士フイルム株式会社	東京都港区西麻布2-26-30	1,700,000	10.07%	1,700,000	9.50%
キタムラ従業者持株会	高知県高知市本町4-1-16	1,191,185	7.05%	1,191,185	6.66%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田2-5-25	―	―	1,000,000	5.59%
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	640,000	3.79%	640,000	3.58%
株式会社四国銀行	高知県高知市南はりまや町1-1-1	600,000	3.55%	600,000	3.35%
北村正志	神奈川県川崎市麻生区	378,238	2.24%	378,238	2.11%
木村朝彦	東京都大田区	369,665	2.19%	369,665	2.07%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	360,000	2.13%	360,000	2.01%
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	359,000	2.13%	359,000	2.01%
合計	―	7,805,899	46.22%	8,805,899	49.23%

（注）１　平成25年３月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
２　「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年３月31日現在の総議決権数（168,873個）に本自己株式処分に係る議決権数（10,000個）を加えた数を分母として算定し、小数第三位を四捨五入しております。
３　株式会社みずほコーポレート銀行は平成25年７月１日付にて、株式会社みずほ銀行に商号変更しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

１．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第79期）及び四半期報告書（第80期第１四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年８月９日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年８月９日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

２．臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第79期）提出日（平成25年６月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年８月９日）までの間において、以下の臨時報告書を四国財務局長に提出しております。

（平成25年６月25日提出の臨時報告書）

１ 提出理由

当社は、平成25年６月21日開催の当社第79期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２ 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年６月21日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金20円

第２号議案 取締役18名選任の件

取締役として、北村正志、杉本央、浜田宏幸、甲藤隆造、成岡冨士夫、水野年成、菅原孝行、岩本満孝、松井幹夫、大西英之、秋山圭一、岡林一郎、蒲地順二、櫻井均、三宅美郷、能登康之、﨑川洋邦及び長島優を選任する。

第３号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役18名（うち社外取締役１名）のうち５名（社外取締役を除く）に対し、総額11,000,000円を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果（賛成の割合）
第１号議案	124,106	86	0	（注）１	可決（99.9%）
第２号議案				（注）２	
北村 正志	124,053	139	0		可決（99.9%）
杉本 央	124,055	137	0		可決（99.9%）
浜田 宏幸	124,080	112	0		可決（99.9%）
甲藤 隆造	124,079	113	0		可決（99.9%）
成岡 冨士夫	124,067	125	0		可決（99.9%）
水野 年成	124,080	112	0		可決（99.9%）
菅原 孝行	124,078	114	0		可決（99.9%）
岩本 満孝	124,079	113	0		可決（99.9%）
松井 幹夫	124,080	112	0		可決（99.9%）
大西 英之	124,079	113	0		可決（99.9%）
秋山 圭一	124,059	133	0		可決（99.9%）
岡林 一郎	123,910	282	0		可決（99.8%）
蒲地 順二	124,058	134	0		可決（99.9%）
櫻井 均	124,068	124	0		可決（99.9%）
三宅 美郷	124,070	122	0		可決（99.9%）
能登 康之	124,016	176	0		可決（99.9%）
﨑川 洋邦	124,068	124	0		可決（99.9%）
長島 優	124,005	187	0		可決（99.8%）
第３号議案	123,946	246	0	（注）１	可決（99.8%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第79期）	自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日	平成25年６月24日 四国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第80期第１四半期）	自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日	平成25年８月９日 四国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年８月９日

株式会社キタムラ
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本 哲也　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋山 高広　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キタムラの平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成25年４月１日から平成25年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キタムラ及び連結子会社の平成25年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年６月24日

株式会社キタムラ
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 哲也　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 宏之　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 高広　印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キタムラの平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キタムラ及び連結子会社の平成25年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キタムラの平成25年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社キタムラが平成25年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１．上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年６月24日

株式会社キタムラ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本 哲也　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中村 宏之　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋山 高広　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キタムラの平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キタムラの平成25年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１．上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。